最終更新日：2026年11月26日

サイプレス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 東　稔哉
問合せ先：常務執行役員CFO　管理本部長　永田哲也
証券コード：428A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「食の喜びをすべての人へ」を企業理念として掲げ、すべての人に信頼され、その地域になくてはならない一番店を目指しております。そして、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図って株主・お客様・取引先の期待に応えるのみならず、従業員にとっても働きやすい職場を提供するなど、大地にしっかり根付いた経営を行うことに努めております。

その中で、コーポレート・ガバナンスを充実させることは必須であると考えており、重要課題として位置付け、常に健全な価値観を共有することで公正で透明性のある経営に取組んでおります。具体的には、監査役会設置会社を選択することで取締役会による業務執行の権限集中に対して監査役会による経営監視体制を構築し、また、内部統制システムを整備・運用していくことで全社的な統制活動を充実させて、当社グループ全体でコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

すべてのステークホルダーを尊重し、企業の健全性・透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な企業価値の向上に努めるため、効率的で公正な経営体制を確立してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

【補充原則1-2④　議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】
当社は、現在海外投資家比率が低く、またコスト等を勘案して議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を採用しておりません。今後は株主構成の変化等の状況を見極めつつ検討してまいります。

【補充原則2-4①　中核人材の登用等における多様性の確保】
当社は、中核人材の登用等における多様性の確保が、当社の持続的な成長において重要であるとの認識のもと、性別、国籍、採用ルートについて制約を設けることなく、多様な人材を登用しております。
現在、中核人材の登用等における多様性について測定可能な数値目標の設定には至っておりませんが、今後、多様な人材の育成方針に基づく数値目標を設定するとともに、実施状況の開示について検討してまいります。

【3-1②　英語での情報開示・提供】
当社ウェブサイト上において英語による情報開示を一部実施しておりますが、海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案して各種開示資料の英訳を採用しておりません。今後は株主構成の状況に応じて英訳化の対応実施を検討してまいります。

【4-1③　最高経営責任者等の後継者計画】
当社は代表取締役社長や最高経営責任者等の後継者計画について、現時点では具体的に定めておりませんが、経験・人格・能力等を勘案して、当社を牽引し、様々な困難が立ちはだかっても強いリーダーシップが発揮できる資質を兼ね備えた人物を選定していくことを基本方針として、任意の指名・報酬委員会において計画の策定や運用等について検討をしてまいります。

【4-2①　取締役の報酬制度】
経営陣の報酬については、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会において、株主総会において決議された報酬総額の限度額に基づいて、個人の能力・経験等やその責任の大きさを勘案して個別の報酬額を審議して取締役会に答申し、取締役会にて決定しております。
現在の役員報酬は固定報酬のみですが、今後は持続的な成長に向けた中長期的な業績連動報酬や現金報酬以外の報酬体系の導入について、市場の環境等を踏まえて検討してまいります。

【4-8①　独立社外取締役の有効な活用　4-8②　筆頭独立社外取締役の選任】
現状、独立社外取締役のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、適切な情報交換や認識共有が図れているものと考えております。今後独立社外取締役比率や人数の状況を勘案し、必要に応じて定期会合の場を設けることを検討してまいります。その際、調整役としての筆頭独立社外取締役の選任も検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社グループは、現在政策保有株式は保有しておりません。今後取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、当社グループ事業の強化・拡充、事業戦略の推進に貢献するとの観点から保有することが中長期的な企業価値向上に資すると判断される取引先等の株式がある場合は、取締役会において保有方針等を審議する方針です。

【原則1-7　関連当事者取引】
当社グループは、役員や主要株主等と関連当事者取引を行う場合には、取締役会に報告のうえ取引の必要性や取引条件の妥当性について十分に審議のうえ承認していくこととしております。取引が継続している関連当事者取引については、取引継続の合理性及び取引条件の妥当性を検討し、取締役会にて審議しております。

【補充原則2-4①　人材登用の多様性の確保】
本報告書「Ⅰ-1基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナー】
当社は、企業年金制度は導入しておりません。当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与することはなく、またそのような計画もございません。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i) 経営理念や経営戦略、中期経営計画等を当社ウェブサイトに開示しております。
(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針については、本報告書「1.基本的な考え方」に記載しており、当社ウェブサイト上で開示しております。
(iii) 取締役の報酬は、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会にて各取締役が担当する役割の大きさやその地位に基づき、能力や経験を考慮したうえで固定報酬としての基本報酬を審議して取締役会に答申し、取締役会にて決定しております。なお、企業価値の持続的な向上を図るべく、インセンティブ付与に関する施策として、ストックオプション制度を導入しております。
(iv) 当社における取締役や監査役、経営幹部の指名については、それぞれが有する経験・能力・スキルを勘案し、役割に応じた力が発揮できる人材を、取締役については任意の指名・報酬委員会の審議を経て、監査役に関しては監査役会の同意を経て、取締役会にて審議しております。
(v) 取締役や監査役候補者の指名に関して、その選任理由や期待される役割の概要等を株主招集通知に記載して開示することとしていきます。

【補充原則3-1③　サステナビリティの開示】
当社グループの商材の中心となる水産物については気候変動等により生態系に影響が及ぼされることで事業への打撃も大きなものとなり、また、事業構造に目を転じると労働集約型が基本的な営業スタイルであるため人財の確保と育成が欠かせないものとなることから、サステナビリティの取り組みは当社としても真正面から取り組んでいかなければならない課題と捉えております。
具体的な取り組みとしては、当社子会社の株式会社サイプレスの役員を中心とするサステナビリティ委員会を設置して、課題の洗い出しから解決に向けた具体的な取り組みを協議のうえ、3つのテーマに基づく5つのマテリアリティを策定し、取締役会に定期的に報告して情報を共有しつつ、事業継続性を高める活動について協議しております。

【補充原則4-1①　経営陣に対する委任範囲】
取締役会は、定款及び法令に定めているもののほか、「取締役会規程」を制定して取締役会において決議する事項や運営に関する事項を定めて、経営全般に対する意思決定を行っております。また、「職務権限規程」を定めて経営陣が執行できる業務権限の範囲を明確にしており、取締役会はそれらの職務執行の状況を監督しております。
取締役会は原則毎月一回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業績の進捗や職務執行状況の報告を受けて議論し、適切な対策等を検討しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性基準】
当社の独立社外取締役は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、東京証券取引所の定める独立性要件を満たす者を選任しております。
なお、取締役候補者の選定につきましては、任意の指名・報酬委員会の審議・答申により、取締役会で候補者を決定しております。

【補充原則4-10①　指名・報酬委員会の活用】
当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案や、各取締役が受ける報酬等の方針の策定等について、取締役会又は代表取締役社長の諮問に応じ、審議・答申を行っております。なお、委員会の構成員は、社外取締役が過半数を占め、委員長は独立役員である社外取締役とし、ガバナンスを重視した体制にしております。

【補充原則4-11①　取締役のスキルマトリックス】
当社取締役会は、各取締役の多様な経験、能力、及び専門スキルを結集して会社経営を担っております。経営環境や事業特性に応じた資質を明確にすることで、バランスと実効性を兼ね備えた体制を構築しています。迅速かつ機動的な意思決定を実現するため、取締役会は取締役4名（うち独立社外取締役2名）、監査役3名（うち独立社外監査役2名）で構成しています。競争力の強化と健全で持続可能な成長を両立させるため、知識・経験の最適なバランスには常に十分配慮しております。各取締役・監査役の具体的なスキル・マトリックスにつきましては、定時株主総会招集ご通知にて開示しております。

【補充原則4-11②　取締役・監査役の他社兼任状況】
当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その役割・責任を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる者であることとしております。取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、有価証券報告書、株主総会招集通知等において毎年開示いたします。

【補充原則4-11③　取締役会の実効性の評価】
当社は、取締役会の機能向上と持続的な企業価値向上を目的に、全取締役及び監査役を対象とした取締役会の実効性評価を実施いたしました。2026年8月期は、透明性と匿名性を確保するため、外部機関の助言のもとで直接回答するアンケート方式を採用しています。外部機関の集計結果に基づく分析・評価の結果、当社の取締役会は概ね適切かつ実効的に機能していることを確認いたしました。今後は、本評価で認識された課題の解決に取り組み、取締役会における多様かつ質の高い議論の充実とコーポレート・ガバナンスの継続的な強化を通じて、さらなる企業価値向上に努めてまいります。

【補充原則4-14②　取締役・監査役のトレーニングの方針】
取締役及び監査役がその役割・責務を果たすために必要な知識の習得等については、個々の取締役及び監査役が必要に応じて外部研修に参加する等の対応を行って自己研鑽に努めており、積極的な参加を推奨しております。

【原則5-1　株主との対話方針】
当社では、IRに関する業務は管理本部の経営企画室が担当しておりますが、管理本部内の各部署が連携し、企業価値が適正に評価されることを目指して対応しております。株主からの対話の申込みに対しては合理的な範囲で積極的に対応する方針で、必要に応じて代表取締役社長が対応することとし、株主との建設的な対話をしていく方針としております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無	無し
アップデート日付 更新	2026年10月7日

該当項目に関する説明 更新

当社は株主資本コストをCAPM（資本資産価格モデル）により8％前後と推計しておりますが、ROEはここ数年20%前後で推移しており、株主資本コストにサイズプレミアム等を考慮してもROEが上回り、エクイティ・スプレッドを安定的に確保していると認識しております。
また、企業価値の更なる向上を目指すため、当社はTSR（株主総利回り）を重視しております。TSRを要素別に分解し、キャッシュ創出の強化はもとより、株主還元の充実やPER向上に向けたサステナビリティ経営及びIR活動の強化を通じて、TSR向上に取り組んでまいります。具体的なKPIにつきましては決算説明資料及び中期経営計画説明資料で開示しております。

詳細は、当社ホームページに掲載の決算説明資料、中期経営計画説明資料をご参照ください。
（https://www.cypress-holdings.co.jp/company/ir/）

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社EAM	5,728,100	44.75
丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合	2,445,700	19.10
東　稔哉	629,700	4.91
アサヒビール株式会社	254,900	1.99
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	253,300	1.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	177,500	1.38
宮本　秦	50,500	0.39
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	46,000	0.35
ＭＡＲＵＮＯＵＣＨＩ　ＧＬＯＢＡＬ　ＦＵＮＤ　ＩＩ　Ｌ．Ｐ．	39,700	0.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	36,400	0.28

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2026年11月18日付の臨時報告書にてお知らせしましたとおり、「丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合」は本報告書提出日現在では主要株主ではなくなりました。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	8 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松下　正	他の会社の出身者											
宮永　雅好	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松下　正	○	―――	弁護士であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有する者であり、かつ、当社と資本関係を有する企業の出身ではなく、独立した立場から経営全般に対する有効な助言を得られると判断したため社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届出ております。
宮永　雅好	○	―――	ファンドマネージャーとしての経験と企業調査分析の専門知識を有し、長年にわたり、上場企業の各種情報開示に関するコンサルティング、M＆Aにおけるフィナンシャル･アドバイザー、各種有価証券の価値評価、財務戦略コンサルティングなどの業務に携わり、上場企業の経営改善に貢献しており、かつ、当社と資本関係を有する企業の出身ではなく、独立した立場から経営全般に対する有効な助言を得られると判断したため社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、取締役の指名･報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート･ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名･報酬委員会を設置しております。
取締役会からの諮問に応じて取締役候補者の選解任や報酬等についての方針を審議して取締役会に対して答申を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、各四半期に1回の頻度で会計監査人及び内部監査室と定期的な会合を実施し、それぞれの監査計画及び四半期監査レビューを含む監査の状況と結果、並びに懸念点等について報告して意見交換を行って情報共有を図っております。また、内部監査室とは内部監査の実施状況について監査上の問題点や課題等の情報共有をすることにより、連携体制を構築して相互の監査の効率化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原口　昌之	他の会社の出身者													
鉢野　まり	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原口　昌之	○	―――	弁護士・公認会計士として法務・会計分野に精通しており、豊富な経験、幅広い知見を有する者であり、かつ、当社と資本関係を有する企業の出身ではなく、独立した立場から経営全般に対する有効な助言を得られると判断したため社外監査役に選任しております。 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届出ております。
鉢野　まり	○	―――	公認会計士・税理士として会計分野に精通をしており、豊富な経験、幅広い知見を有する者であり、かつ、当社と資本関係を有する企業の出身ではなく、独立した立場から経営全般に対する有効な助言を得られると判断したため社外監査役に選任しております。 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、松下正、宮永雅好、原口昌之、鉢野まりを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループ企業の業績に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、企業価値の向上と経営体質の更なる強化を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの役員、一部従業員及び外部協力者を対象として、当社グループの業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。
取締役報酬の総額や対象となる役員の員数については、法令に則って開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額については公正な観点での検討を行う必要があることから、取締役会の諮問機関である任意の指名･報酬委員会にて各取締役が担当する役割の大きさやその地位に基づき、その個人の能力･経験等やその責任の大きさ、成果等を総合的に勘案して個別の報酬額を審議して取締役会に答申して、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役へのサポートは総務部が対応しております。取締役会の事前通知や事後対応等を行い、取締役会での意見交換や決議が円滑に遂行できるように努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

a 取締役会・取締役
当社の取締役会は、代表取締役社長東稔哉を議長として、専務取締役尾澤一彦、及び社外取締役松下正、宮永雅好の計4名で構成され、経営方針や業務執行を決定、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

b 監査役会・監査役
当社の監査役会は、常勤監査役（社内）池田透を議長として、非常勤監査役（社外）原口昌之、非常勤監査役（社外）鉢野まりの3名で構成しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会への出席を通じて取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。
また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。常勤監査役は店舗開発会議やコンプライアンス委員会等の重要会議体にも出席しており、経営の監視に努めております。

c 内部監査室
当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査規程に基づき業務監査を実施しております。内部監査室は3名で構成され、当社グループの業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的効率的に運営されているかについて、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。
また、監査を有効かつ効率的に進めるため、内部監査室と監査役、会計監査人の間で適宜情報交換を行っております。

d 会計監査人
当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e コンプライアンス委員会
当社グループでは、「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンス規程」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底しております。また、コンプライアンス重視の経営を推進するため「コンプライアンス委員会」を組織し、全社横断的な体制の整備や問題点の把握、役職員へのコンプライアンス意識の浸透を図っております。同委員会の構成は、専務取締役（委員長）、管理本部長、内部監査室長、株式会社サイプレス取締役副社長、人事・総務本部長により構成され、必要に応じて、当社グループの役職員や外部有識者等を適宜委員として追加できる体制としております。同委員会では、コンプライアンス全般に関わる事項のほか、労務管理、衛生管理、店舗運営に関する課題など、幅広い事項を検討対象としております。

f リスク管理委員会
当社グループでは、リスク管理の全社的推進および情報の共有化を図るため、「リスク管理規程」を制定するとともにリスク管理委員会を設置しております。同委員会の構成は、管理本部長（委員長）、取締役社長、専務取締役および内部監査室長により構成され、必要に応じてグループ役職員や外部有識者等を適宜委員として追加できる体制としております。
同委員会における主な役割および活動内容は下記のとおりです。
(1)「リスク管理規程」に基づき、天災、情報システム、労務管理その他の事業継続に影響を及ぼすリスクの評価・管理方針を策定し、対応する担当組織および責任者を定めております。
(2)不測の事態が発生した場合には、同規程に基づき速やかに対策本部等を設置し、迅速な情報開示と損害の拡大防止を図る体制を整えております。
(3)リスク管理の統括責任者を管理本部長（総務部が補佐）とし、リスク管理委員会において体制の整備状況を定期的に評価するほか、個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性を継続的に評価・見直しております。

g 指名・報酬委員会
当社では、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案や、取締役が受ける報酬等の方針の策定等について、取締役会の諮問に応じ、助言及び提言を行うこととしております。委員会の構成は独立役員である社外取締役が過半数を占め、委員長は独立役員である社外取締役とし、ガバナンスを重視した体制にしております。
委員長：社外取締役　　松下　正
委員　：社外取締役　　宮永　雅好、代表取締役社長　　東　稔哉
なお、指名・報酬委員会は2024年9月1日に設置をしており、当事業年度においては、2025年10月15日、2025年10月27日、2026年7月15日に委員会を開催しております。指名報酬委員の出席状況については、3名全員が全ての指名報酬委員会に出席しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、公正で透明性のある経営に取組むため、取締役会による経営の意思決定と業務執行の監督と責任を集中させ、非業務執行機関である監査役会による経営監視をすることで高い牽制機能を持つ体制を構築しております。これにより、コンプライアンスの確保、適切なリスク管理、適時の情報開示による経営内容の透明性の確保とともに、効果的で効率的な経営が確保できると考えており、最も有効なガバナンスが構築できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるように招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会に参加できるように、株主総会開催日程を調整して、適切な開催場所の確保にも努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では議決権行使プラットフォームを採用しておりませんが、今後は株主構成の変化等状況を見極めつつ、参加を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	現在は実施しておりませんが、今後、外国人株式保有比率の変化や市場の動向等に鑑み検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社HP上で公表しており、株主に十分な情報を提供できるよう積極的な開示を行ってまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会について、定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	株主や投資家に対する説明会を通じて、対話ができる機会を積極的に設けてまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では計画しておりませんが、今後は株主構成の変化等状況を見極めつつ開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、中期経営計画説明会資料、株主総会招集通知、適時開示情報等を当社ウェブサイトへ掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する業務は管理本部経営企画室が担当しておりますが、管理本部内の各部署が連携して対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は情報開示規程に規定されている通り、ステークホルダーの立場を尊重した情報開示を実施し、あらゆるステークホルダーの当社に対する理解の促進により、当社の信頼性を高めることに努めてまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループの中心商材である水産物の廃棄削減による海洋資源の保全への寄与や働く仲間の成長や多様性の受け入れを目指した人財の確保と育成は、サステナビリティの推進活動の中でも大きな課題として取り組んでおります。これらの活動を通じてすべてのステークホルダーに貢献できる企業として、これからも取り組み内容を充実させてまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに対して透明性と公平性をもった迅速な情報開示をすることが重要であるとの認識に基づき、当社のウェブサイトを通じて適時適切な情報開示に努めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び関係会社管理規程に規定する関係会社（当社及び関係会社を総称して、以下「当社グループ」という。）は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する体制（以下、「内部統制」という。）を整備しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、グループ内の経営管理・監督機能を担う持株会社である当社と事業の執行機能を担う当社子会社により企業集団を形成いたしております。当社においては、監査役会設置会社としての経営管理体制の下、また、当社子会社においては、監査役設置会社としての経営管理体制の下、各々の権限に基づく責任を明確にしております。

(2) 法令及び社会倫理の遵守による経営の実践により、公正な利潤追求と社会の持続的な発展に寄与するため、「企業行動憲章」を定めております。

(3)「コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底しております。

(4) コンプライアンスを重視した経営を目指すためのコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。

(5)「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき職務を執行することで、適切な権限行使と牽制を機能させております。

(6) 法令・定款違反、社内規範違反あるいは社会通念に反する行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段として、「内部通報規程」を定め、社外のホットライン窓口に通報する体制を設け、運営しております。

(7) 当社は、社外取締役を複数選任し、当社の業務執行に対する監督機能の強化を図ります。また、取締役の指名・報酬等の決定に関わる意思決定の透明性と客観性を確保するため、社外取締役2名を含む取締役3名で構成される指名・報酬委員会を設置しております。

(8) 当社グループの取締役及び使用人が、取締役及び使用人の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに当社の監査役会及び取締役会に報告を行い、当社グループはその是正を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体に記録、保存し、取締役及び監査役が常時閲覧できるようにしております。

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」を定め、事業活動において想定される天災リスク、情報システムリスク、労務管理リスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理できる体制を構築しております。

(2)「リスク管理規程」を定め、不測の事態が生じた場合には、対策本部等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

(3) 当社の管理本部長は、当社グループのリスクに関する事項の統括責任者であり、当社の総務部は統括責任者を補佐します。また、当社の管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会は定期的にリスク管理体制の整備の進捗状況を評価するとともに、具体的な個別事案の検証を通して全社的体制の適切性に関する評価を行います。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規程」・「役員規程」・「職務権限規程」を定め、職務執行のルールを明確にしております。

(2) 取締役、部長、必要に応じて担当者を構成員とする営業会議を設置し、職務執行状況の把握を行います。

(3) 取締役会の意思決定の迅速化をはかるため、取締役の人数を最小限に抑え、取締役会を機動的に開催しております。

(4) 当社及び当社子会社は、業務執行に関する意思決定の迅速化及び経営と業務執行の分離を図るため、執行役員制度を導入しております。

5．当社における業務の適正を確保するための体制

(1)「企業行動憲章」及び規程等に基づき、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を整備しております。

(2) 内部監査室が内部統制を管轄し、監査役会と連携して、内部監査を実施しております。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

7．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)「企業行動憲章」並びに「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、新規取引開始時及び既存取引先に対しては定期的に反社会的勢力にかかるチェックを行うことで、反社会的勢力との取引を未然に防ぐシステムを構築します。

(2) 管理本部を反社会的勢力との対応部門とし、必要に応じて所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図ります。

(3) 取引基本契約書又は覚書に反社会的勢力排除にかかる内容の条文を掲げ、さらに、雇用契約時に提出する誓約書に本人が反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力との関係がないことを誓約させております。

8．監査役会がその補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が、監査業務の補助のため、専属使用人を求めた場合は必要な人材を配置いたします。監査役会は、専属使用人の人事異動については、事前に管理本部長より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を管理本部長に申し入れることができます。

9．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制

(1) 代表取締役社長は、「取締役会規程」の定めに従い、会社の業務執行の状況その他の必要な情報を取締役会において報告又は説明しております。

(2) 取締役及び使用人は会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役会に対し速やかに当該事項を報告しております。
(3) 監査役会は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに報告しております。
(4) 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがない体制を整備しております。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを報告するための体制
(1) 監査役は、監査役会に出席するほか、当社の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができます。
(2) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
(3) 監査役、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図ります。
(4) 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合の場を持ちます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力排除規程を定めて反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体等であると判明した場合には取引を解消することとしております。
　また新規の取引を開始するにあたっては、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で開始しております。
　万が一、反社会的勢力により不当要求等が発生した場合には、警察、顧問法律事務所等の外部専門機関と連携して被害等の拡大を防ぐとともに、反社会的勢力対応マニュアルにより、社員に徹底した心構えと対応を説いております。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

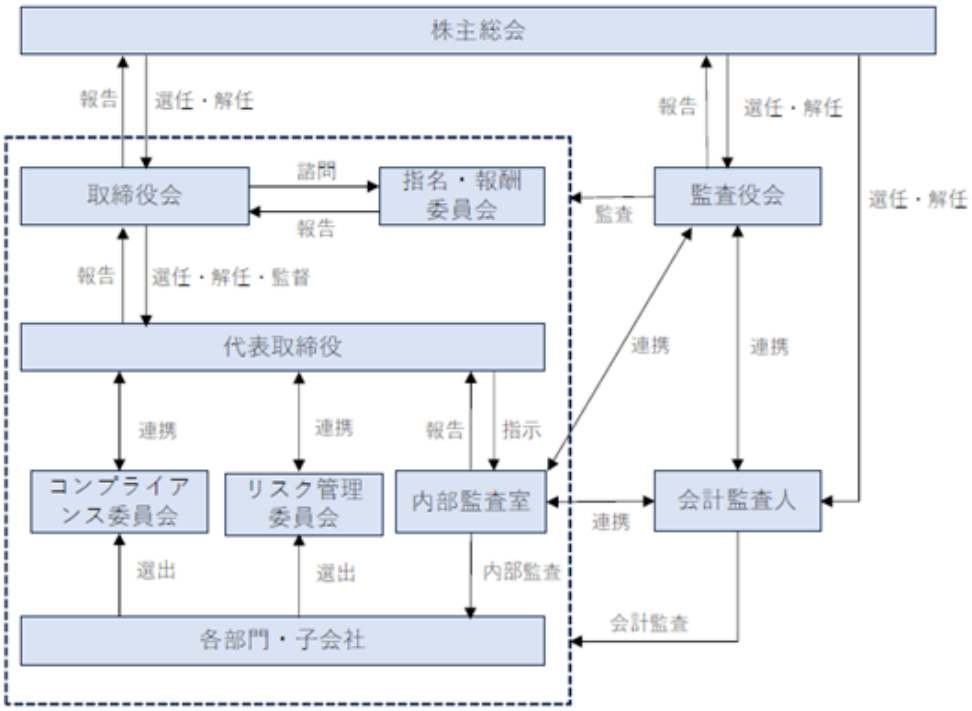
買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
報告
選任・解任
報告
選任・解任
選任・解任
取締役会
諮問
報告
指名・報酬
委員会
監査
監査役会
報告
選任・解任・監督
代表取締役
連携
連携
連携
連携
報告
指示
コンプライア
ンス委員会
リスク管理
委員会
内部監査室
連携
会計監査人
選出
選出
内部監査
会計監査
各部門・子会社

適時開示体制の概要（模式図）

